

(2) 別表 (1～4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害)

伊方町は、地勢が険しくて平地に乏しく大部分が山地であり、ほとんどの河川が流路は短く、かつ、急勾配のものが多いため、降雨時の出水は急激で被害を受けやすい。

加えて台風銀座ともいわれる豊後水道に面しているため、長い海岸線は台風や豪雨により甚大な被害を受けている。

(地震)

本町は、三波川帯及び御荷鉾緑色岩類の分布する地域からなり、三波川結晶片岩類が広く分布する地域で、大中起伏山地からなっている。地質区分からみると、愛媛県中央部地域に属する。このように、本町は起伏に富んだ山丘と急傾斜地帯で形成されており、わずかな平坦地に住宅が密集している。その平坦地は、地すべりによって形成されたもので、地震発生時には崩壊、地すべり等の土砂災害が懸念される。

今後、南海トラフで大地震が発生する可能性は、30年以内に発生確率70%程度と予測されており、より一層の地震防災対策の推進が急務といえる。

(津波)

本町が影響を受ける、最も規模の大きい津波は南海トラフ巨大地震であり、その最高津波水位は、名取西海岸で21.3mとされる。さらに、地形の影響により波が集中して波高が局所的に高くなる箇所があるため、10m以上の浸水が想定される。

町内の建物被害は、全壊1664棟、半壊388棟となり、建物の約16.5%が浸水すると想定されている。

(原子力)

本町は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出される原子力災害対策について定め、これを推進することにより、町民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する必要がある。

町内PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合は、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力災害対策指針に定める緊急時活動レベルに基づく避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施する。

・伊方町地域防災計画の各編

<https://www.town.ikata.ehime.jp/soshiki/1/166.html>

・伊方町地域防災計画(資料編、原子力防災避難行動計画)

<https://www.town.ikata.ehime.jp/soshiki/1/167.html>

・伊方町防災マップ(WebGIS)

<https://www.town.ikata.ehime.jp/site/bousai/11860.html>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 443 人
- ・小規模事業者数 389 人

【内訳：商工会調査】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	84	60	
	製造業	46	33	
	サービス業	60	43	
	卸・小売業等	253	253	

(3) これまでの取組

1) 伊方町の取組

- ・「伊方町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年2回）に実施している。
- ・防災備品として、役場本庁・各支所に下記の品を備蓄している。
(アルファ米・保存パン・即席味噌汁・レトルト食品・飲料水・毛布・携帯トイレ・凝固防臭剤・小児用紙おむつ・大人用紙おむつ・生理用品・ブルーシート・担架・救急セット・紙おわん・紙コップ・割りばし等)

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館に（ビニールシート、スコップ、救急セット等）を備蓄している。
- ・伊方町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 10社
 - ▼事業継続力強化計画認定 5社
 - ▼既存の保険や共済の見直し 10社
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や伊方町等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年12月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と伊方町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「伊方町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損保保険の紹介等を実施する。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年完成予定）

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・伊方町事業継続力強化支援協議会〔仮称〕（構成員：本会、伊方町）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、当町との連携体制を確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会与当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・本会与当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

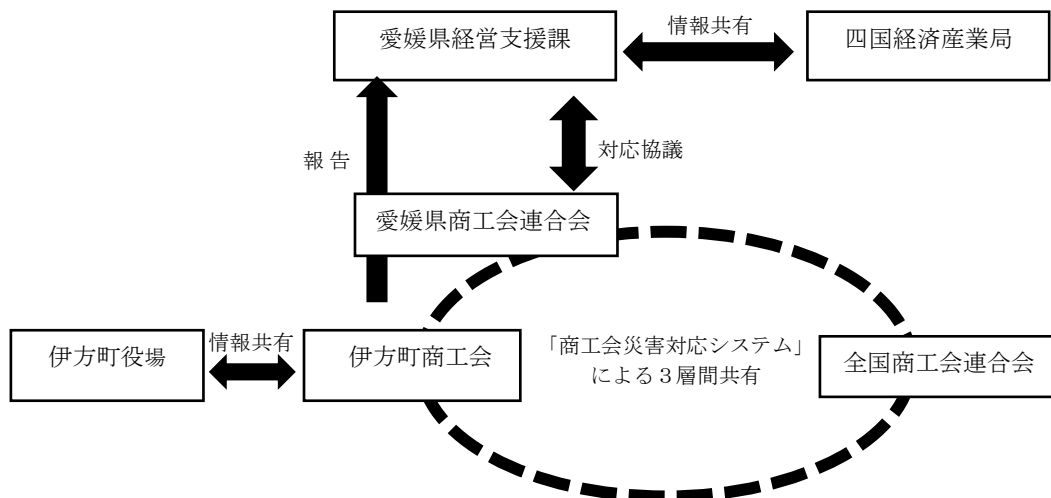
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、本会与当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会与当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会与当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

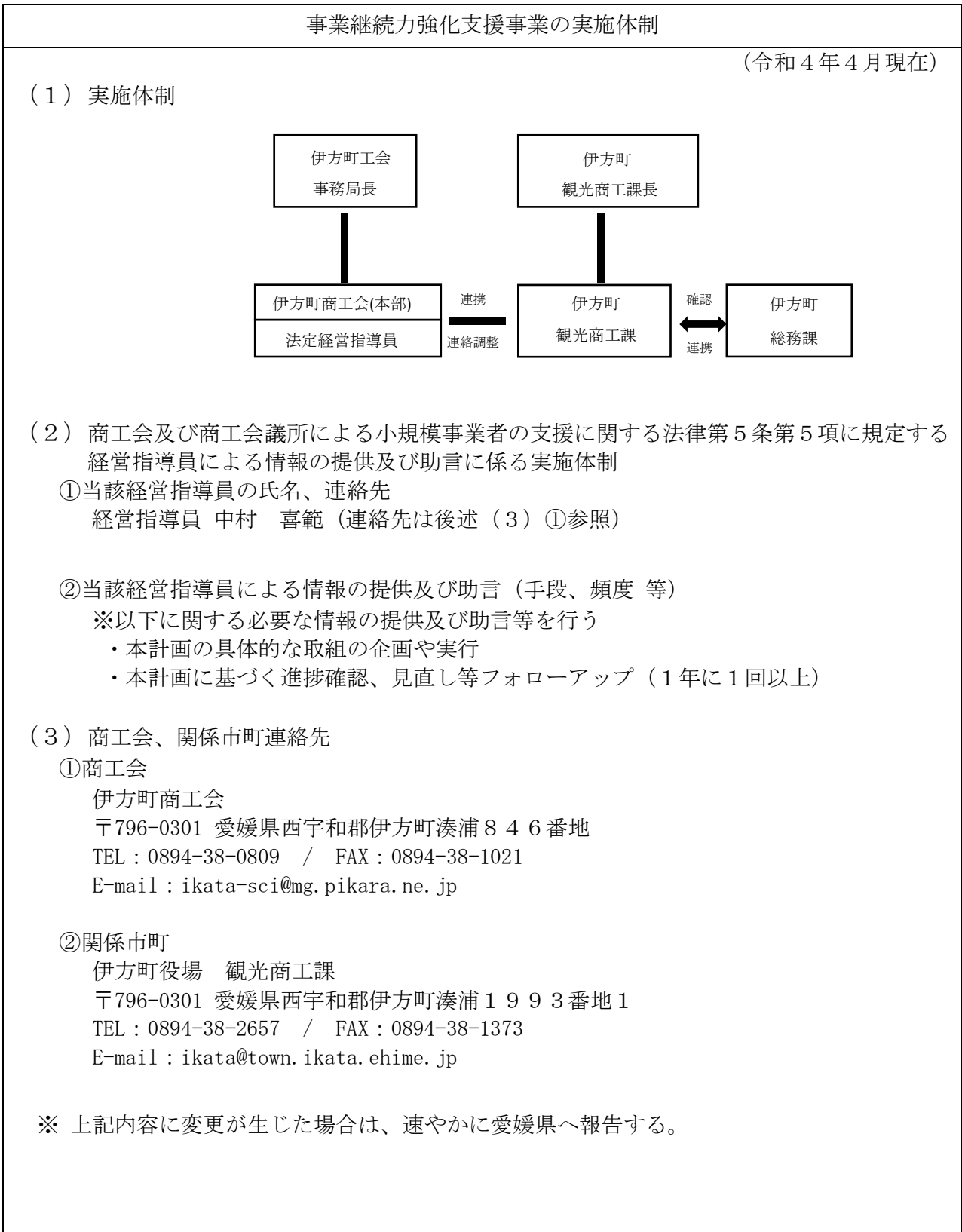
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	250	250	250	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	150	150
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊方町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。